

第二種ユニバーサルサービス料に関する利用規約改定のお知らせ

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

第二号基礎的電気通信役務の制度運用開始に伴い、支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）が算定・公表する回線単価に準拠した「第二種ユニバーサルサービス料」を弊社ブロードバンドサービスのご利用者さまにご負担いただくこととしました。これに伴い、弊社利用規約を改定いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

1. 対象となる弊社サービス

- ・スマート補償（S）

2. 改定内容

- ・利用規約に「第二種ユニバーサルサービス料」に関する規定を新設します。
- ・「第二種ユニバーサルサービス料」は、支援機関が算定・公表する回線単価と同額いたします。

3. 適用開始日

- ・2026年1月1日付にて改定（2026年1月ご利用分より適用）

（※支援機関による回線単価の公表・適用開始に合わせて確定し、別途弊社Web等でご案内します）

4. 第二種ユニバーサルサービス料とは

- ・全国どこでもブロードバンドサービスを公平かつ安定的に利用できるようにすることを目的に。ブロードバンドサービス制度に基づき事業者間で賦課・交付される負担金に充てるため、弊社が弊社ブロードバンドサービスのご利用者さまに対してご請求する料金です。

お問い合わせ先

カスタマーセンター

電話番号：0570-032-501

受付時間：24時間（自動音声案内）